

幼保連携型認定こども園 なんぶこども園 園則（運営規程）

（施設の名称等）

第1条 社会福祉法人未萌会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 なんぶこども園
- (2) 所在地 青森県三戸郡南部町大字沖田面字下村 30-3
- (3) 電 話 0179-23-0505 Fax 0179-23-0506

（目的及び運営方針）

第2条 なんぶこども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努める。
- 3 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえて教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 安全・安心、そして安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と身体が育つよう総合的な教育・保育を行う。
- 5 地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材、社会資源等の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する保育力の向上の支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- 6 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年南部町条例第22号)その他関係法令を遵守し、施設の運営を行うものとする。

（利用定員）

第3条 子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 1号認定子ども(法第19条第1項第1号の子ども) 10人
- (2) 2号認定子ども(法第19条第1項第2号の子ども) 60人
- (3) 3号認定子ども(法第19条第1項第3号の子ども)のうち、
満1歳以上の子ども 40人
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 10人

(教育・保育等の内容)

第4条 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及び在園児以外の子育て家庭への支援、相互を図るため次に関する事業を実施する。

- (1) 特定教育・保育 第8条に規定する時間において、教育・保育を提供する。
- (2) 食材料費
- (3) 延長保育事業
- (4) 預かり保育
- (5) 地域子育て支援拠点事業
- (6) その他教育・保育に係る行事等
- (7) 保護者には、面談や電話により育児相談や関係各所と連携を取りながら、随時支援する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は別表1のとおりとする。但し、利用園児の受け入れ状況などにより、員数が変動することがある。

(教育・保育等の提供を行う日、学年及び学期)

第6条 教育・保育等の提供を行う日、学年及び学期は次のとおりとする。

(1) 学年

本園の教育に係る学年は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(2) 学期

- ① 第1学期 4月1日から7月31日
- ② 第2学期 8月1日から12月31日
- ③ 第3学期 1月1日から3月31日

(3) 教育・保育を提供する日

- ア 1号認定子どもは、通常の教育・保育の提供日は月曜日から金曜日とし、土曜日の利用は預かりとする。
- イ 2号認定子ども及び3号認定子どもは、月曜日から土曜日までとする。

(4) 休園日

1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもともに、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月31日から1月3日)とする。
ただし、通常の教育・保育等は12月28日までとし、12月29日及び30日に関しては、保護者が就労のため保育が必要な子どものみ、教育・保育等の提供を行う期間とする。

(開園・閉園時間)

第7条 開園・閉園時間は次のとおりとする。

開園 7時 閉園 19時

(教育・保育等の提供を行う時間)

第8条 教育・保育等の提供を行う時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間(5時間)

9時から14時とする。ただし、7時から19時の開園時間内で一時預かりを実施する。

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間(11 時間)

7時から18時の範囲内とする。ただし、18時から19時の開園時間内で保護者の就労等の理由で、必要に応じ延長保育を実施する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間(8 時間)

8時から16時の範囲内とする。ただし、7時から8時及び16時から19時の開園時間内で保護者の就労等の理由で、必要に応じ延長保育を実施する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 園長は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から特定教育・保育に係る利用者負担額（市町村が定める利用者負担額）の支払を受けるものとする。

- 2 園長は、市町村から特定教育・保育に係る教育・保育給付費を法定代理受領する。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の支払を受けるものとする。
- 3 園長は、前2項の支払を受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表2に掲げる費用の支払を受けるものとする。
- 4 園長は、一時預かりを利用する児童の保護者から、別表3に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(入園)

第10条 入園する時は、入園申込書を園長に提出するものとする。

- 2 1号認定子どもについての入園は、原則として先着順によるが、申し込みが多数の場合は兄弟が通園している家庭、次に学区内に居住している家庭を優先考慮し選考を行う。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、市町村の利用調整を経て、園長が決定する。
- 4 当園への入園を希望する保護者から、市町村が定める支給認定に係る申請書又は保育利用に係る申込書等が当園に提出されたときは、当園は速やかに当該書類を市町村に提出するものとする。
- 5 園長は、市町村による利用のあっせんがあった場合には、協議の上、応じるものとする。
- 6 前各号の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

(退園、休園、転園及び卒園に関する事項)

第11条 以下の場合に、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どもの世帯が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校の始期に達したとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- (4) 退園及び転園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等と密接な連携を取り、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。
- (5) 園児の退園、休園、転園に際しては、届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

2 所定の教育・保育を修了した者には、修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用児童の保護者及び関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備え、子どもの安全を確保するための計画及びマニュアルを作成することとする。

2 計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努める。

3 毎月 1 回以上、避難訓練及び消火訓練をすることとする。

4 その他、子どもの安全を確保するために必要な対策は園長がこれを定める。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 この規程に変更が生じた場合は、速やかに関係機関に届出するものとする。

附 則

この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改正